

土砂災害警戒情報の発表を開始します

◆土砂災害警戒情報の目的

この情報は、大雨警報発表時に大雨による土砂災害の危険度が高まつた市町を特定し、県と彦根地方気象台（以下気象台）が共同で発表する情報で、市町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することと、住民の自主避難の判断等に利用してもらうことを目的としています。

◆対象とする土砂災害

土石流および集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象とします。

◆発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域として、市町単位で発表します。

◆発表開始時期

平成19年6月1日から

◆発表基準（警戒基準および警戒解除基準）

発表および解除は、それぞれ次の事項のいずれかに該当する場合に、県と気象台が協議して行います。

◆問い合わせ先

滋賀県土木交通部砂防課

☎ 077-528-4192

【発表】

大雨警報発表時において、降雨予測（気象庁作成）に基づく指標が土砂災害発生の基準を超えると予想される場合

【解除】

降雨予測（気象庁作成）に基づく指標が土砂災害発生の基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超えない予想される場合

◆土砂災害警戒情報を補足する情報（切迫性を伝える詳細情報）

発表開始にあわせて、土砂災害警戒情報を補足する詳細情報である土砂災害危険度情報（危険度分布図）を滋賀県砂防課のホームページおよび携帯電話のモバイル県庁で6月1日から公開されます。

◆公開の請求件数

◆うち公開を決定した件数

◆非公開を決定した件数

（部分公開を含む）……………6件

……………0件

※公開請求内容および処理結果は、日野町ホームページ上でお知らせしています。

個人情報保護制度

町が所有する町民の皆さんの個人情報の取り扱いについて必要なルールを定め、皆さんのが自分の情報を見たり訂正したりする権利などを保障し、プライバシーをより一層保護し、公正で信頼されるまちづくりを進めることの制度です。

現在、町で個人情報を取り扱っており、57975件の公文書を所有しています（平成18年度末現在）。日野町情報公開条例と日野町個人情報保護条例の定めにより、1年間の運用状況を町民の皆さんへお知らせすることになっています。

情報公開制度

より開かれた町政をめざし、町民の皆さんからの請求に応じて公文書を公開するものです。



情報提供の充実をめざします

町政情報コーナー

役場庁舎1階に、町が作成した刊行物などを田代に閲覧できるコーナーがあります。

日野町ホームページ

インターネットを活用したホームページでは、毎日の生活に役立つ暮らしの情報をはじめ、町のいろいろな情報を町民の皆さんに発信しています。

◆ホームページアドレス

<http://www.town.shiga-hino.lg.jp/>

◆企画振興課 企画人権担当

☎ 0565-6552 有線⑤88963

平成18年度情報公開制度・個人情報保護制度

●1年間の運用状況をお知らせします